必要書類は保護申請書の受理後に提出を求める

生活保護では、福祉事務所は、相談時に本人の申請意思を確認し、意思がある場合は申請を援助し、直ちに申請を受理する。必要書類については、申請書を受理したのち提出を求める。(福祉事務所の中には、窓口で書いた申請書を受け取りながら、収入申告書などの必要書類と一緒に申請書を本人に戻し、必要書類が提出された日を保護受理日・申請



日としているところがあるが、それは誤りである)

辞退届が提出された際、継続的に収入の増加が見込める場合は、要否判定をおこない、 将来的に困窮に陥るような場合は受理しない。また、辞退届は本人の真摯な意思に基づ くものでなければならない。強制されたもの、誤解をして提出した辞退届は無効である。

自動車の保有・使用については要件の緩和が図られてきた。生活保護実施要綱に基づいて適正に行われるようにする。

この他に、通院のための交通費(通院移送費)支給、求職活動(ハローワーク、求職 先などに行く)ための交通費(移送費)支給について改善を求めました。

基準引き上げについては、「国が行うことであり、県は国へ要望しない」と、保護利用者の要求に応えようとはしませんでした。

「緊急小口資金」現場の決済で、その場で貸し付けを

生活福祉資金貸付では、この制度が、県社会福祉協議会が貸付の決済をすることになっているため、緊急小口資金の貸付けが実行されるまで1週間程度かかるため、決裁権限を現場の社会福祉協議会に移し、その場で貸し出しを行えるようにすることを要望しました。